

平成23年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

総務部

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用されるものについては最も近い根拠法令と適用類型に置き換えています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
事業課	開設59周年記念G I びわこ大賞場外発売業務委託	びわこボートレース場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成23年10月14日	各ボートレース施行者	565,560,626	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体（施行者）を相手とするため代替性がない。	2号	2
事業課	近江戦国絵巻シリーズ第二戦～琵琶湖下克上決戦～場外発売業務委託	びわこボートレース場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成23年10月23日	各ボートレース施行者	24,405,299	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体（施行者）を相手とするため代替性がない。	2号	2
事業課	近江戦国絵巻シリーズ第四戦～激走!! 姉川合戦場外発売業務委託	びわこボートレース場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成23年11月6日	各ボートレース施行者	9,945,415	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体（施行者）を相手とするため代替性がない。	2号	2
事業課	GⅢキリンカップ2011場外発売業務委託	びわこボートレース場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成23年11月16日	各ボートレース施行者	69,349,947	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体（施行者）を相手とするため代替性がない。	2号	2
事業課	近江戦国絵巻シリーズ第五戦～賤ヶ岳七本槍決戦～場外発売業務委託	びわこボートレース場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成23年12月14日	各ボートレース施行者	10,538,999	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体（施行者）を相手とするため代替性がない。	2号	2